

様式第2号(その4)(第4条、第5条、第9条関係)

整備項目表(公園)

1 主要な出入口(1以上)

整備項目	整備状況	摘要
幅は1.2m以上であるか *1	適・否	
車止めの相互間の間隔は90cm以上であるか(1以上)	適・否	
出入口から1.5m以上の水平面が確保されているか *2	適・否	
車いす使用者が通過する際に支障となる段がないか *3	適・否	
戸を設ける場合の構造		有・無
幅は80cm以上であるか	適・否	
高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	適・否	
表面は滑りにくい仕上げであるか	適・否	
線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設しているか(出入口が車道等と接する部分等)	適・否	

注意1 *1印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90cm以上とすること。

注意2 *2印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

注意3 *3印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。

2 園路

整備項目	整備状況	摘要
幅は1.8m以上であるか *1	適・否	
車いす使用者が通過する際に支障となる段がないか *2	適・否	
縦断勾配は5%以下であるか *3	適・否	
横断勾配は1%以下であるか *4	適・否	
路面は滑りにくい仕上げであるか	適・否	
排水溝を設ける場合の溝ぶたは、通行に支障がないものか	適・否	

注意1 *1印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を1.2m以上とすること。

注意2 *2印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

注意3 *3印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすること。

注意4 *4印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすること。

3 階段(その踊場を含む。)

整備項目	整備状況	摘要
手すりが両側にあるか(両端に階段の通じる場所を示す点字表示) *1	適・否	
回り段ではないか *1	適・否	
踏面は滑りにくい仕上げであるか	適・否	
段はつまずきにくいものか	適・否	

両側に側壁又は立ち上がり部があるか	適・否	
段は識別しやすいか	適・否	
傾斜路を併設しているか（階段を設ける場合）	*2 適・否	
幅は、1.2 m以上であるか	適・否	
高さ2.5 m以下ごとに奥行き1.2 m以上の踊場があるか	適・否	
段の寸法		
踏上げは15 cm以下であるか	適・否	
踏面は30 cm以上であるか	適・否	
踏込みは2 cm以下であるか	適・否	
同一階段における、それぞれの寸法は一定であるか	適・否	
段がある部分の上端に近接する園路に点状ブロック等が敷設されているか	適・否	

注意1 *1印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

注意2 *2印は、地形の状況その他の特別な理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもって代えることができる。

4 主たる園路に設けられる階段又は段に併設する傾斜路（その踊場を含む。）

整備項目	整備状況	摘要
幅は1.2 m以上であるか	*1 適・否	
縦断勾配は8%以下であるか	適・否	
横断勾配は設けていないか	適・否	
路面は滑りにくい仕上げであるか	適・否	
高さ75 cm以内ごとに踏幅1.5 m以上の踊場があるか（高さ75 cmを超える傾斜路）	適・否	
手すりが両側にあるか（両端に傾斜路の通じる場所を示す点字表示）	*2 適・否	
両側に側壁又は立ち上がり部があるか	適・否	
高齢者、障害者等の転落を防止する設備があるか（転落するおそれのある場所）	適・否	
点状ブロック等の敷設（傾斜路の上端に近接する踊場の部分）がされているか	*3 適・否	

注意1 *1印は、階段又は段に併設する場合は、90 cm以上とすることができる。

注意2 *2印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

注意3 *3印は、高さが16 cmを超えない傾斜路の上端に近接するものである場合は、この限りでない。

5 休憩所 *1

整備項目	整備状況	摘要
休憩所を設ける場合（1以上）		
出入口を設ける場合の構造		有・無
・幅は1.2 m以上であるか	*2 適・否	
・車いす使用者が通過する際に支障となる段がないか	*3 適・否	
戸を設ける場合の構造		有・無
・幅は80 cm以上であるか	適・否	
・高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造でのものであるか	適・否	

カウンターは車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであるか（1以上） *4	適・否	
車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されているか	適・否	
便所を設ける場合は、7に掲げる基準に適合しているか（1以上）	適・否	

注意1 *1印の整備箇所は、管理事務所について準用する。

注意2 *2印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。

注意3 *3印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

注意4 *4印は、常時勤務する者が容易にカウンターの前へ出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

6 駐車場 *1

整備項目	整備状況	摘要
車いす使用者用駐車施設の設置数（ ）台 全駐車台数が200以下の場合 全駐車台数（ ） / 50 = （ ）台 全駐車台数が200を超える場合 全駐車台数（ ） / 100 + 2 = （ ）台	適・否	
車いす使用者用駐車施設の構造 幅は3.5m以上であるか 車いす使用者用駐車施設の表示があるか	適・否 適・否	

注意1 *1印は、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

7 便所

整備項目	整備状況	摘要
床面は滑りにくい仕上げであるか	適・否	
床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。) その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）	適・否	
上記の小便器の両側に手すり適切に配置されているか（1以上）	適・否	
みんなのトイレ（1以上） 出入口の幅は80cm以上であるか 出入口に車いす使用者が通過するのに支障となる段がないか *1 出入口に戸を設ける場合の構造 ・幅は80cm以上であるか ・高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものか 車いすが360度回転できるよう、直径1.5m以上の円が内接できる空間が確保されているか 腰掛便座、手すり等を設けているか 水洗器具（オストメイト対応）を設けているか（1以上） 出入口にみんなのトイレであることを表示しているか 手洗器 ・車いす使用者の利用に配慮した高さ及び空間であるか	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	有・無 有・無 有・無

<ul style="list-style-type: none"> ・手洗器具は、容易に操作できるものか ・強度の確保又は両側に手すりがあるか 	適・否 適・否	
ゆとりブースのある便所（１以上） *2 腰掛便座、手すり等を設けているか 車いすで利用しやすいよう、十分な空間が確保されているか 出入口の幅は 80 c m 以上であるか 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものか 手洗器 <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者の利用に配慮した高さ及び空間があるか ・手洗器具は、容易に操作できるものか ・強度の確保又は両側に手すりがあるか 出入口にゆとりブースのある便所であることを表示しているか	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	有・無 有・無
乳幼児設備（１以上） 便房内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けたか 便所内に、乳幼児用ベッドその他おむつの交換ができる設備を設けたか 、 の表示が便所の出入口にあるか	適・否 適・否 適・否	有・無

注意 1 * 1 印は、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

注意 2 * 2 印は、みんなのトイレ以外に便所を設ける場合は、ゆとりブースのある便所を設けること。

8 水飲場及び手洗場

整備項目	整備状況	摘要
高齢者、障害者等の利用に適した構造のものであるか（１以上）	適・否	

9 掲示板及び標識

整備項目	整備状況	摘要
高齢者、障害者等の利用に配慮しているものか	適・否	
表示された内容が容易に識別できるものか	適・否	
視覚障害者に配慮した点字、音声その他の方法による設備があるか	適・否	
主要な出入口及び園路の付近に設けているか（１以上）（１から８までに規定する施設の配置を表示した標識を設ける場合）	適・否	
聴覚障害者に配慮した文字情報表示設備があるか	適・否	

10 育児用施設

整備項目	整備状況	摘要
育児用施設が設けられているか（当該公園に管理施設を設ける場合）	適・否	
出入口又はその付近に適切な表示があるか	適・否	